

## 国立大学法人小樽商科大学出納員に関する要項

(平成16年8月10日制定)

(趣旨)

第1条 本学における出納員の任命については、国立大学法人小樽商科大学会計規程第6条第4項の規定に基づき、この要項の定めるところによる。

(出納員)

第2条 学長が命ずる出納員として指定する職名及び事務の範囲は、別表のとおりとする。

2 学長は、必要があると認めるときは、出納員の代理を命ずることができる。

附 則

この要項は、平成16年8月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成17年1月4日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年10月1日から施行する。

別 表

設 置 部 局	指 定 職 名	事 務 の 範 囲
学生支援課	学生支援係長	合宿研修施設使用料及びコインランドリー使用料、学生教育研究災害傷害保険料の収納
学生支援課国際交流室	国際企画係長	国際交流会館保証積立金及びコインランドリー使用料の収納
学術情報課	利用者支援係長	文献複写料及び現物貸借料の収納